

一般社団法人 FLIP コンソーシアム ユーザー会員規約（2024年9月4日改定） 新旧対照表



2024年9月4日より以下の条項が改定されます。

本改定時に一般社団法人 FLIP コンソーシアムの会員のお客様については、2024年10月5日から以下の改定内容が適用されます。

条項：	改定前：	改定後：
第2条 (会員の定義)	3 法人として入会した会員が当該会員として第7条に定める特典を有効に行使できる範囲は、単一の法人格（以下、「同一法人」という。）内とし、子会社、関連会社、関係会社、グループ会社等、その呼称にかかわらず、法人格を別とする法人は含まれません。	3 法人として入会した会員が当該会員として第7条に定める特典を有効に行使できる範囲は、単一の法人格（以下、「同一法人」という。）内とし、子会社、関連会社、関係会社、グループ会社等、その呼称にかかわらず、法人格を別とする法人は含まれません。 <u>また、当該会員が直接関わり、属する場合においても、受託、委託、請負等の当該会員との契約関係にあるその契約当事者（当該会員を除く）および共同研究、ジョイントベンチャー等の組織体は同一法人には含まれません。</u>
第3条 (入会、再入会、会員種別の変更)	8 会員がその会員種別を一般会員または正会員に変更することを当法人に申し込む場合は、本規約とは別に、「一般社団法人 FLIP コンソーシアム一般会員および正会員規約」（以下、「一般会員および正会員規約」という。）第3条、第4条、第5条において定める資格並びに審査基準および会員種別の変更に係る費用（以下、「変更費用」という。）が適用されます。 9 正会員が定款第6条第2項に定める国内の個人に変更になったことにより、ユーザー会員へ一般会員および正会員規約第16条（4）および定款第13条（4）に定める会員資格喪失に伴う会員種別の変更を申し込む場合、当法人の定める会員種別変更申込書により申し込み、会員種別の変更における資格並びに審査基準は、本条第1項①に加えて、会員種別の変更について理事長または担当理事の承認を受けることとします。	8 会員がその会員種別を一般会員または正会員に変更することを当法人に申し込む場合は、本規約とは別に、「 <u>一般社団法人 FLIP コンソーシアム正会員規約</u> 」（以下、「 <u>正会員規約</u> 」という。）および「 <u>一般社団法人 FLIP コンソーシアム一般会員規約</u> 」（以下、「 <u>一般会員規約</u> 」という。） <u>それぞれ</u> の第3条、第4条、第5条において定める資格並びに審査基準および会員種別の変更に係る費用（以下、「変更費用」という。）が適用されます。 9 正会員が定款第6条第2項に定める国内の個人に変更になったことにより、正会員規約第16条（4）および定款第13条（4）に定める会員資格喪失に伴う会員種別の変更として、 <u>ユーザー会員に会員種別の変更</u> を申し込む場合の <u>審査基準および手続きは、本条第2項、第5項および第7項に定めるとおりとします。</u>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>10 海外会員が定款第 6 条第 2 項に定める国内の個人または法人に変更になったことにより、Overseas Membership Terms and Conditions Article14 (3) の (d) および定款第 13 条 (4) に定める会員資格の喪失に伴う会員種別の変更を申し込む場合、当法人の定める会員種別変更申込書により、ユーザー会員へ会員種別の変更を申し込むことができますものとします。なお、会員種別の変更における資格並びに審査基準は、本条第 1 項①に加えて、会員種別の変更について理事長または担当理事の承認を受けることとします。</p> <p>11 前の 2 項の資格および審査基準を満たしていると理事長または担当理事の承認を受けた者は、定款および本規約に同意の上、当法人の定める会員種別変更承諾書を提出し、第 4 条第 3 項に定める変更費用を支払うものとします。なお、本項に定める事項を全て完了した日をもって、変更承認日とします。</p>	<p>10 海外会員が定款第 6 条第 2 項に定める国内の個人または法人に変更になったことにより、Overseas Membership Terms and Conditions Article14 (3) の (d) および定款第 13 条 (4) に定める会員資格の喪失に伴う会員種別の変更として、<u>ユーザー会員に会員種別の変更を申し込む場合の審査基準および手続きは、本条第 2 項、第 5 項および第 7 項に定めるとおりとします。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>第 4 条 (入会金、再入会金、 会員種別の変更料金)</p>	<p>2 再入会申込者は、表 2 に定める再入会金 100 万円 (消費税別) に第 5 条第 1 項、または、第 2 項に定める年会費を加えた総額を当法人に支払うものとします。</p> <p>3 第 3 条第 11 項に定める海外会員が Overseas Membership Terms and Conditions Article14 (3) の (d) および定款第 13 条 (4) に定める会員資格の喪失に伴いユーザー会員へ会員種別を変更する場合は、第 5 条第 1 項または第 3 項に定める年会費を当法人に支払うものとし、その他の費用はかかりません。ただし、会員種別の変更前に使用していたプログラムの言語を変更する</p>	<p>2 再入会申込者は、表 2 に定める再入会金に第 5 条第 1 項、または、第 2 項に定める年会費を加えた総額を当法人に支払うものとします。</p> <p>3 第 3 条第 10 項に定める海外会員が Overseas Membership Terms and Conditions Article14 (3) の (d) および定款第 13 条 (4) に定める会員資格の喪失に伴いユーザー会員へ会員種別を変更する場合は、第 5 条第 1 項または第 3 項に定める年会費を当法人に支払うものとし、その他の費用はかかりません。ただし、会員種別の変更前に使用していたプログラムの言語を変更する場合は、第 5 条第 5 項に定める追加プログラムセットを</p>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>場合は、第5条第5項に定める追加プログラムセットを購入するものとし、さらに会員種別の変更の際に申し込んだアンサーサービスの言語とは異なる言語で追加プログラムセットに関するアンサーサービスを利用する場合は、第5条第6項に定めるとおり、追加窓口を申し込みの上、追加窓口年会費を支払うこととします。</p>	<p>購入するものとし、さらに会員種別の変更の際に申し込んだアンサーサービスの言語とは異なる言語で追加プログラムセットに関するアンサーサービスを利用する場合は、第5条第6項に定めるとおり、追加窓口を申し込みの上、追加窓口年会費を支払うこととします。</p>
<p>第5条 (年会費と その他費用)</p>	<p>1 会員は、年会費として、事業年度毎に表3に定める30万円(消費税別)を支払うものとします。なお、事業年度の途中に入会または再入会する場合においても、年会費は30万円(消費税別)とします。</p> <p>3 変更申込者が、年会費を支払い済みであり、かつ、当該事業年度内にその会員種別を変更する場合は、会員種別の変更に伴い、当該事業年度の年会費を再度支払う必要はありません。</p> <p>4 年会費には、窓口担当者1名の利用料が含まれています。窓口担当者の数を追加する場合は、別途アンサーサービス規約にて定める追加窓口を申し込みの上、表4のとおり、年会費として、1口あたり10万円(消費税別)(以下、「追加窓口年会費」という。)を支払うこととします。窓口担当者の数は、第7条第1項②に定める会員向けサービスを1セットあたり最大9名まで追加できます。なお、窓口担当者が利用するアンサーサービスの言語は、1窓口につき日本語または英語のいずれかを選択できます。</p>	<p>1 会員は、事業年度毎に表3に定める<u>年会費</u>を支払うものとします。なお、事業年度の途中に入会または再入会する場合においても、年会費は<u>表3に定める金額</u>とします。</p> <p>3 変更申込者が、年会費を支払い済みであり、かつ、当該事業年度内にその会員種別を変更する場合は、会員種別の変更に伴い、当該事業年度の年会費を再度支払う必要はありません。<u>ただし、正会員または一般会員である変更申込者が、年会費を支払い済みの事業年度内に会員種別をユーザー会員に変更する場で、支払い済みの年会費と表3に定めるユーザー会員の年会費との間に差額が発生する場合は、月割計算(支払い済みの年会費との差額を12で除した金額×会員種別変更年度の残月数(1月未満切捨て)とその消費税分)に基づき、算定した金額を当該変更申込者の指定する銀行口座に返金します。</u></p> <p>4 年会費には、窓口担当者1名の利用料が含まれています。窓口担当者の数を追加する場合は、別途アンサーサービス規約にて定める追加窓口を申し込みの上、1口あたり、<u>表4に定める年会費</u>(以下、「追加窓口年会費」という。)を支払うこととします。窓口担当者の数は、第7条第1項②に定める会員向けサービスを1セットあたり最大9名まで追加できます。なお、窓口担当者が利用するアンサーサービスの言語は、1窓口につき日本語または英語のいずれかを選択できます。</p>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>5 会員は、別途追加プログラムセット購入規約に定める追加プログラムセットを購入することができます。追加プログラムセットは、日本語版または英語版いずれの場合も、表 5 のとおり、1 セットあたり 100 万円（消費税別）となります。なお、本規約に記載のない追加プログラムセットの詳細および購入方法は、別途追加プログラムセット購入規約において定めることとします。</p>	<p>5 会員は、別途追加プログラムセット購入規約に定める追加プログラムセットを購入することができます。追加プログラムセットは、日本語版または英語版いずれの場合も、1 セットあたり、表 5 に定める料金となります。なお、本規約に記載のない追加プログラムセットの詳細および購入方法は、別途追加プログラムセット購入規約において定めることとします。</p>
<p>第 7 条 (会員の特典)</p>	<p>1 会員は、特典として、以下に定める会員向けサービスを受けることができます。 <省略></p> <p>② FLIP を実行形式で 10 ライセンス、そのマニュアル、プロテクトキー、その他関連書類</p>	<p>1 会員は、特典として、以下に定める会員向けサービスを受けることができます。 <省略></p> <p>② <u>第 2 条第 3 項に定める同一会員法人内または個人において、FLIP ROSE® Program 並びに FLIP TULIP® Program を実行形式で同一ネットワーク内 10 ライセンス、および、関連プログラム（但し、実行時に FLIP ROSE® Program または FLIP TULIP® Program を要する FLIPGEN、FLIPSIM、FLIPCSIM を除く）を使用数無制限のライセンス</u></p> <p>③ <u>FLIP のマニュアル、プロテクトキー、その他関連書類</u></p>
<p>第 8 条 (会員向けサービスおよびその他の提供方法)</p>	<p>4 当法人のユーザー会員または海外会員であった者が、ユーザー会員に再入会または会員種別を変更する場合は、第 3 条第 11 項の場合を除き、退会前もしくは会員種別の変更前に提供されたプロテクトキー現品と交換の上、当法人は無償で新しいプロテクトキーを発行し、新しいプロテクトキーを発行した日より 14 営業日以内に再入会申込書または会員種別変更申込書に記載された会員の住所に ID・パスワード通知書および別送にてプロテクトキーを発送します。なお、プロテクトキーの交換に係る送料は、交換後の新しいプロテクトキーを当該会員の住所まで発送する際の送料のみを当法人が負担することとします。また、破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由であっても、退会前または会員種別の変更前のプロテクトキーが交換できない場合は、第 5 条第 5 項に定める追加プログラムセットを購入することとします</p>	<p>4 当法人のユーザー会員または海外会員であった者が、ユーザー会員に再入会または会員種別を変更する場合は、第 3 条第 10 項の場合を除き、退会前もしくは会員種別の変更前に提供されたプロテクトキー現品と交換の上、当法人は無償で新しいプロテクトキーを発行し、新しいプロテクトキーを発行した日より 14 営業日以内に再入会申込書または会員種別変更申込書に記載された会員の住所に ID・パスワード通知書および別送にてプロテクトキーを発送します。なお、プロテクトキーの交換に係る送料は、交換後の新しいプロテクトキーを当該会員の住所まで発送する際の送料のみを当法人が負担することとします。また、破損、欠陥、紛失、盗難等の如何なる理由であっても、退会前または会員種別の変更前のプロテクトキーが交換できない場合は、第 5 条第 5 項に定める追加プログラムセットを購入することとします</p>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>5 当法人の海外会員が第3条第11項に定める会員資格の喪失に伴う理由により、ユーザー会員に会員種別を変更する場合は、変更承認日より14営業日以内に会員種別変更申込書に記載された会員の住所にID・パスワード通知書を発送します。</p>	<p>5 当法人の海外会員が第3条第10項に定める会員資格の喪失に伴う理由により、ユーザー会員に会員種別を変更する場合は、変更承認日より14営業日以内に会員種別変更申込書に記載された会員の住所にID・パスワード通知書を発送します。</p>
<p>第12条 (管理義務)</p>	<p>1 会員は、合併などの組織変更を含む如何なる理由においても、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本規約に従い提供されるFLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連書類、アンサーサービス、その他一切の物およびサービス（以下、「本会員サービス全般」という。）の全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。</p> <p>2 会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本会員サービス全般が当該会員以外の第三者に不正に流出しないよう、必要となる一切の手段を講じ、管理する義務を負うものとします。</p>	<p>2 会員は、合併などの組織変更を含む如何なる理由においても、本規約上の地位、権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡または承継させてはならないものとします。また、会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、<u>本規約に従い提供されるFLIP、マニュアル、その他関連書類、アンサーサービス、その他一切の物並びにサービス</u>（以下、<u>総称して「本会員サービス全般」という。</u>）の全部または一部について複製物を第三者に譲渡したり、第三者にその使用を許諾することはできません。<u>ただし、当法人の書面による事前の同意を得た場合、および、正会員自らもしくは一般会員自らが改良またはその機能を拡張する等の改変を加えたFLIPの二次的著作物（以下、「改変版FLIP」という。）について、正会員規約および一般会員規約第21条第2項に定める当法人の同意を得た場合は、この限りではありません。なお、本条に定める第三者には、当該会員自身を除く当法人の正会員、一般会員、ユーザー会員、特別顧問および顧問が含まれます。また、当法人が同意の可否を判断するに際して、会員と第三者との間の契約内容に関する資料の提出を求めた場合、会員は、これに同意の上、当該資料を当法人に対して提出するものとします。</u></p> <p>2 会員は、本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、本会員サービス全般の全部または一部が<u>第三者に</u>流出しないよう、必要となる一切の手段を講じ、管理する義務を負うものとします。</p>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>3 会員は、FLIP の全部または一部をいかなる理由があっても改変、リバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。</p> <p>4 会員は、FLIP を用いて、当法人または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはなりません。</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p> <p>(記載なし)</p>	<p>3 会員は、<u>いかなる理由があっても</u>、ソースコードの提供がなされない FLIP の全部または一部を改変、リバース エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルすることはできません。</p> <p>4 会員は、FLIP <u>または</u> 改変版 FLIP を用いて、当法人または第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはなりません。</p> <p>5 <u>本規約の存続期間中であるか終了後であるかを問わず、会員は、①第三者から本会員サービス全般の全部または一部を譲受、購入、借用すること、および、②第三者から譲受、購入、借用した本会員サービス全般の全部または一部を使用することはできません。</u></p> <p>6 <u>前項は、正会員または一般会員が、第 21 条第 2 項の定めに基づき、当法人の同意を得て改変版 FLIP を第三者に対して使用許諾する場合には適用されないものとします。</u></p> <p>7 <u>会員は、以下の各号を遵守するものとします。</u></p> <p>① <u>会員は、会員法人に対する第三者からの派遣社員または在籍出向社員が、本会員サービス全般の全部または一部を当該会員法人の業務以外で使用することがないようにしなければなりません。</u></p> <p>② <u>会員は、会員法人に対する第三者からの派遣社員または在籍出向社員が、その第三者たる派遣元または出向元に対して使用許諾された本会員サービス全般の全部または一部を、当該社員を受け入れた会員法人の業務で使用することがないようにしなければなりません。</u></p> <p>③ <u>会員は、会員法人から第三者への在籍出向社員が、当該出向元会員法人に使用許諾された本会員サービス全般の全部または一部を出向先において使用することがないようにしなければなりません。</u></p> <p>④ <u>万一、会員法人に対する第三者からの派遣社員または在籍出向社員が、本項①又は②の定め反したことを知った場合、会員は、直ちに、当該社員をし</u></p>

条項：	改定前：	改定後：
	<p>5 万一、本条第 1 項から第 4 項の管理義務に反する行為が発生した場合には、そのような行為を防止するために必要と当法人が判断する措置の一つとして、すべての会員に対して、第 7 条に示す会員の特典の一部に制限が加えられることがあります。</p>	<p><u>て、本会員サービス全般の全部または一部を使用することを止め、またはこれを使用することができない措置を講じるものとし、また、会員法人から第三者への在籍出向社員が、本項③の定めに反したことを知った場合、会員は、直ちに、当該社員をして、本会員サービス全般の全部または一部を使用することを止めさせ、また、これらを使用することができないような措置を講じるものとし、</u></p> <p>8 万一、本条第 1 項から第 7 項までの義務に反する行為が発生した場合には、そのような行為を防止するために必要と当法人が判断する措置の一つとして、すべての会員に対して、第 7 条に示す会員の特典の一部に制限が加えられることがあります。</p>
<p>第 13 条 (プロテクトキー並びに ID・パスワードの取り扱いおよび損傷、紛失)</p>	<p>3 会員は、十分な注意をもって会員サイトへの ID・パスワードを適切に管理するものとします。会員が紛失等により ID・パスワードの再発行を希望する場合、当法人は、当法人に登録している当該会員の連絡担当者または窓口担当者のメールアドレスから送信された電子メールによる再発行の依頼を受けて再発行します。</p>	<p>3 会員は、十分な注意をもって会員サイトへの ID・パスワードを適切に管理するものとします。会員が紛失等により ID・パスワードの再発行を希望する場合、当法人は、原則として、当法人に登録している当該会員の連絡担当者または窓口担当者のメールアドレスから送信された電子メールによる再発行の依頼を受けて再発行します。</p>
<p>第 17 条 (会員資格の喪失に伴う権利および義務)</p>	<p>2 会員が第 14 条に定める任意退会により、その資格を喪失した後、当法人に再入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ再入会を申し込むことができます。ただし、再入会の際は、本規約第 3 条または一般および正会員規約第 3 条に規定する資格および審査基準が新たに適用され、任意退会前の会員種別と同一の資格および権利が与えられないことがあります。なお、前項の定めにかかわらず、任意退会によりその資格を喪失した会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、会員資格喪失後も使用することができます。ただし、当該会員が任意退会後に第 16 条 (3) または (5) に至ったときは、この権利を失うものとします。</p>	<p>2 会員が第 14 条に定める任意退会により、その資格を喪失した後、当法人に再入会する場合は、一般会員またはユーザー会員としてのみ再入会を申し込むことができます。ただし、再入会の際は、本規約第 3 条または一般会員規約第 3 条に規定する資格および審査基準が新たに適用され、任意退会前の会員種別と同一の資格および権利が与えられないことがあります。なお、前項の定めにかかわらず、任意退会によりその資格を喪失した会員は、当該会員に限定して、会員であった期間に提供された FLIP、マニュアル、プロテクトキー、その他関連資料に限り、会員資格喪失後も使用することができます。ただし、当該会員が任意退会後に第 16 条 (3) または (5) に至ったときは、この権利を失うものとします。</p>